

占用の場所(その4)

道路局路政課道路利用調整室

(前回の続きから)

坂上係員

大野君、これなんかどうかしら。地元の自治会から自治会結成五〇周年の記念碑を国道の歩道に設置したいという要望なんだけど、どう思う。

大野係員

えっ、道路に記念碑ですか。絶対にだめですよ。だいたい、道路法の第三二条にどこにも記念碑なんて書いてないじゃないですか。そもそも占用物件に該当しませんよ。

坂上係員

そうかしら。じゃあ、駅前の大通りの中央分離帯に史跡の石碑が設置されているけど、それはどうして道路に設置することができたのかしら？

大野係員

それは……。

坂上係員

じゃあ、最初から整理していきましよう。ま

ず、記念碑や銅像等は占用物件に該当するのかしら。

大野係員

僕は、占用物件には該当しないと思っていましたが。

坂上係員

確かに道路法第三二条には記念碑や銅像等と明確に規定されているわけではないけれど、例えば、道路交通法を見ると、道路使用許可の対象に石碑や銅像が記載されているから(※)、こうしたものについて、道路上への設置が想定されていることになるわよね。道路法ではこうしたものを具体的に規定してはいないけれど、「その他これらに類する物件」に該当するものとして、実際に占用許可をしている事例も結構あるようよ。
おそらく、第三二条第一号の「その他これらに類する工作物」として許可しているんじゃないかしら。

※ 道路交通法第七七条第一項(抄)
次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。
一 (略)
二 道路に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
三及び四 (略)

大野係員

それじゃ、記念碑等は占用物件として該当しうるという整理ができることとして、今回の記念碑は占用許可していいんですか。

坂上係員

占用物件に該当するからといって、直ちに占用許可を与えることができるというわけではないでしょ。個別の事例毎に判断しないと。

大野係員

そうでした。今回はどんな事例なんだ。えーと、どれどれ。(資料を確認する大野係員)

※ 今回の事例概要
物件 自治会結成五〇周年記念碑
高さ 一メートル 幅・奥行きとも五〇センチ
場所 幅員三メートルの歩道上(車道寄り)
主体 地元自治会
周辺状況 歩道に面した部分は公園となっている。
また、自治会の地区内に公民館あり。

大野係員

まず、占用許可の適否について判断する場合、

道路法第三三条にあるとおり、道路の敷地外に余地がないため、やむを得ない場合に限り許可を与えることができるとされています。

今回の場合は歩道に面した部分が公園となつていますが、近くには公民館もありますよね。これらを管理している市役所の判断もあるかと思いますが、少なくとも道路の敷地以外に設置する余地がないとはいえないと思います。また、物件を設置することによって歩道の幅が狭まり、道路交通に支障を及ぼすことも考えられます。それ以外にも問題となりそうな点はあると思いますけど、今回の事例について、道路占用を許可することは困難だと思われまいます。いかがでしょうか。

坂上係員

「困難だ」と結論を出すのはちょっと早いわね。まずは、自治会が公園や公民館の敷地内に記念碑を設置することができるかどうか相談しているのか確認してみる必要があるわね。道路の敷地外に設置する余地がないかどうか判断するのはそれからでも遅くはないでしょう。

実は、自治会の方が相談に来られた時に、公園や公民館の敷地内に設置することはできないのか確認してもらおうようお願いしたのよ。

大野係員

なんだ、そうだったんですか。それで結果はどうだったんですか。

坂上係員

市役所に相談したところ、公民館の敷地に場所があるので、そこに設置してもよい、という返事が来たそうよ。

大野係員

へえ、よかったですじゃないですか。

坂上係員

今回についてはね。

だけど、またこうした要望がないとは限らないから、道路への設置を許可することができるのはどんな場合か整理しておいたほうがいいんじゃないかしら。

大野係員

道路の敷地外に余地がないため、やむを得ない場合で、かつ、道路交通に支障を及ぼすおそれがない場合なんでしょうね。

渡邊課長

それ以外にも、法令の規定はもちろんのこと、物件の公共性、計画性、安全性の原則を勘案して、総合的に占用の可否について判断することになるんだろうね。

大野係員

あつ、課長。

渡邊課長

道路法解説にも法の基準のほかに、占用許可の判断に当たっては、この三つの原則を十分に考慮しなければならぬと書いてあるよ。今回の事例については道路上への設置には至らなかつたけれども、研修では他の道路管理者が設置

を認めた事例も紹介されると思うから、今後の参考のためにも、どのような考えで許可したのか聞いてみることもいいかもしれないね。

大野係員

そうですね。いろいろと勉強してきたいと思っています。

渡邊課長

しかし、坂上さんも大野君もこの職場に来てからそんなにたっていないのによく勉強しているよ。私がいなくても大丈夫だね。

坂上係員

そんなことありませんよ。課長が教えてくださるから、私たちもいろいろと勉強することができますんじゃないですか。

大野係員

そうですね。課長、おっしゃっている意味がよくわかりませんが。

渡邊課長

いやあ、実は今日、異動の内示をいただいている。来月から新しい課長が赴任するから、二人でいろいろと教えてあげて欲しいんだ。

坂上係員・大野係員

えー！

渡邊課長

というわけで、送別会はよろしくね。

坂上係員・大野係員

突然だなあ……。